

(書式 3 - 1 - 7)

共同相続不動産を売却処分する合意書

合 意 書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙、〇〇〇〇を丙として、甲、乙、丙が被相続人〇〇〇（相続開始平成〇〇年〇〇月〇〇日）より相続した別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という）の処分等に関し、次のとおり合意する。

記

第 1 条 甲、乙、丙は、本件土地が各人の持ち分 3 分の 1 ずつの共有であることを確認する。

第 2 条 甲、乙、丙は、今般、本件土地を売却し、その売却代金から諸費用（仲介手数料、司法書士費用等）を控除した残代金を上記持ち分に応じて配分することに同意する。

第 3 条 本件土地の売却手続は甲が代表して行うものとし、乙及び丙は適宜必要な協力をする。

第 4 条 本件土地の売却代金は、最低金〇〇〇〇円以上とし、この金額での売却が困難な場合、甲は、乙及び丙に相談のうえ売却金額を決定するものとする。

第 5 条 甲、乙、丙は、本件土地処分に関しては本合意書に定める以外、相互に何らの債権債務もないことを確認する。

以上の合意成立の証として、本合意書 3 通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印の上、各 1 通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲



住 所

乙

住 所

丙

物件目録

1 所 在

地 番

地 目

地 積



解説

本文例は、分割協議の時点で共有状況で残在させた不動産について、協議と同時、又は事後に売却処分して配分することを決める際の合意書である。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所